

納付を忘れていた税金はありませんか？

▶ 問合せ 役場収納課

令和元年度(平成31年度)に納めていただく税金の納め忘れはありませんか？

4月になると、令和2年度の税金が課税されますので、令和元年度(平成31年度)の税金はお早めに納付してください。今一度ご確認をお願いします。

納付書はありますか？

お手元に納付書がある場合は、役場出納室または納付書裏面に記載のある金融機関・コンビニで納付してください。紛失してしまった場合は再発行しますので、役場収納課へご連絡ください。

税金を滞納してしまうと…

「督促状」や「催告書」を送付しても納付やご連絡がなく、滞納を放置すると、勤務先・取引先・金融機関等への財産調査や、財産の差押（預貯金・不動産・給与等）の滞納処分を受けることになります。

大多数の納税者のみなさんには、納期限までに納付いただいています。役場収納課では、滞納処分をして、納期限までに納付された人との公平性を保つことに努めています。

納期限を過ぎてしまうと…

納期限を過ぎても納付がないと「督促状」を送送して納付のお知らせをします。

納付が遅れると延滞金（納期限の翌日から起算）も納付しなければならない場合がありますので、今一度納め忘れの税金がないかご確認ください。

便利な口座振替をご利用ください

- ① 出かけなくてもOK
- ② 納め忘れの心配がなくなる
- ③ 現金を持ち歩く必要なし！

課税されている人以外の口座からも振替が可能です。利用できる金融機関は納付書裏面に記載してあります。

申込みは、役場収納課または金融機関で手続きしてください。

コンビニ納付のご利用を！

● 納付できる税目

固定資産税・都市計画税、軽自動車税、町県民税、国民健康保険税

● 町税以外で、コンビニで納付できる料金

- ① 介護保険料
- ② 後期高齢者医療保険料
- ③ 保育料・保育所使用料・延長保育使用料・保育主食代・保育副食代・学童保育料・学童おやつ代
- ④ 水道料金・下水・集排使用料

● コンビニで取扱いできない納付書

- ① バーコードが印字されていないもの
- ② 納付書記載の「取扱期限」を過ぎているもの
- ③ 汚れや破損、折曲げ等によりバーコードを読み取ることができないもの
- ④ 金額を訂正したもの
- ⑤ 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの



令和2年度 町税の期別納期限一覧表

納期月 納期限	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
税目	4月30日 (木)	6月1日 (月)	6月30日 (火)	7月31日 (金)	8月31日 (月)	9月30日 (水)	11月2日 (月)	11月30日 (月)	12月25日 (金)	2月1日 (月)	3月1日 (月)
固定資産税 都市計画税	第1期 (全期)			第2期					第3期		第4期
軽自動車税 (種別割)		定期									
町県民税			第1期 (全期)		第2期		第3期			第4期	
国民健康保険税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期

※口座振替の人は、納期限前に口座残高をご確認ください